

日本型裁量信託における受益者の権利

福田 智子

目次

- I. はじめに
- II. 裁量信託
 - 1. 受益者の確定
 - 2. 受託者の信認義務違反
- III. 受益者の権利
 - 1. 受益者の範囲
 - 2. 条件付権利と期待権
 - 3. 潜在受益者が有する権利
- IV. おわりに

I. はじめに

英国において数百年にわたり家族の財産を後世へ継承させるための手法として利用されてきた信託制度も近年の高齢社会化により、その内容を変化させている。長寿化により後世への財産継承のタイミングが遅くなったこと、離婚や再婚など家族関係が複雑化したことなどに伴い、委託者や受益者を取り巻く環境の変化に対応できる流動性のある信託に対するニーズが高まり、近年の英国や米国では、財産の Control（管理）・Protection（保護）・Flexibility（流動性）を兼ね備えた Discretionary Trusts（裁量信託）の利用が進んでいる。これに対し、商事信託を中心に発展を遂げてきた日本の信託実務では、従前受託者には信託財産の管理運用に関する裁量権はあっても受益者選定までの裁量権はないものとされ、ほとんどが受託者の裁量範囲が狭く委託者の指図権が広い「非裁

量型」の信託で占められてきた。しかし、超高齢化社会に突入し民事信託の利用が増加する日本においても、財産の管理・保護・流動性を兼ね備えた裁量信託が利用されつつあり、そのニーズは高いと考えられる。他方で裁量信託の利用促進に際しては、家族信託と言われる民事信託制度の誤用と同様の問題が懸念される。そこで本稿では、日本型裁量信託の内容、特に受益者の権利内容を明らかにする。

裁量信託の定義は他益型信託の本来的な形態（広義）とするものから、信託設定において具体的な受益者や受益内容が定められておらず、受託者が信託設定で与えられた裁量権に基づいて具体的な受益者や受益内容を決定する信託（狭義）まで様々である。本稿は対象を狭義の裁量信託（受託者が受益者指定権を有する場合を除く）に限定し、受益内容や受益時期が未確定な受益者（潜在受益者）が有する権利の内容を検証する。受益者が有する受益権は、信託財産から給付を受ける権利である受益債権と受益債権確保のため受託者を監督する権利から構成され、信託法には分配請求権のほか報告・閲覧請求権など多数の権利が定められている。本稿では潜在受益者が有する権利につき、裁量信託における潜在受益者は受益権を有するのか、潜在受益者が有する受益権は期待権なのか、潜在受益者が有する期待権とは何を請求する権利なのかについて、英国や米国の裁量信託における受益者が有する権利の内容および日本における期待権の研究などを参考に日本型裁量信託における受益者の権利について考察する。本稿では「Ⅱ. 裁量信託」において、裁量信託を設定する際に問題となる受益者の確定および受託者の信認義務違反につき確認した後、「Ⅲ. 受益者の権利」において、裁量信託における受益者の範囲及び受益者が有する権利について検討し、裁量信託における受益者（潜在受益者）が有する条件付受益権及び期待権の性質について考察の上、最後に潜在受益者が有する権利（特に期待権）について信託法92条（強行規定）に定める受益権と比較し具体的な内容を検証した後、最後に私見を述べる。

II. 裁量信託

裁量信託とは、信託設定において具体的な受益者や受益内容が定められておらず、受託者が信託設定で与えられた裁量権限に基づき具体的な受益者や受益内容を決定する信託をいう。信託は通常、信託財産の運用管理や受益者への分配内容等、具体的な運用内容について受託者の裁量に委ねられることが多く、他益型信託の本来的な形態は裁量信託（広義の裁量信託）であるとされる⁽²⁾。しかし、本稿では英米法の定義に準じ、受益者指定権等ではなく具体的な受益者の選定や受益内容に関する裁量権限（行使権限のみを有するものではなく信認義務に基づく行使義務を伴うもの）を受託者が有する信託を裁量信託（狭義の裁量信託）とする⁽³⁾。信託法は、受託者が信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有するとし（信託26条）、受託者に対し信託目的の範囲内での裁量行為を認めている⁽⁴⁾。従来⁽⁵⁾の信託実務では、受託者には信託の管理運用に関する裁量権はあっても受益者選定までの裁量権はないものと認識され、ほとんどが受託者の裁量範囲が狭く委託者の指図権が広い非裁量型信託で占められてきた⁽⁵⁾。しかし、委託者は信託の確定性要件（信託目的・信託財産・対象（受益者））を充足する限り⁽⁶⁾、信託設定により広範な裁量権を受託者に与えることができる。つまり、日本においても裁量信託の利用は認められる。裁量信託において受託者に与えられる裁量権の内容として、一定の範囲の潜在受益者の中から具体的な受益者を特定すること、特定された受益者が受ける受益の内容を決定すること、特定された受益者が受益を受ける時期を決定すること、特定された受益者が受益を受ける方法を決定することなどが挙げられるが、裁量信託の成立については裁量権行使に関する基準が信託設定で定められていることや信託の目的に照らし裁量権に一定の限界があると解釈できることが必要とされている⁽⁸⁾。以下、英国と米国における議論を参考に裁量信託に関する問題について検討する。

1. 受益者の確定

委託者は信託の確定性要件（信託目的・信託財産・対象（受益者））

を充足する限り、信託設定により広範な裁量権限を受託者に与えることができる。受益者は確定性要件の一要素であるが、信託法は当該要件の具体的な内容を明定していない。英国では、信託財産に関する義務を受託者が履行しない場合に、裁判所が受託者に対し当該義務を履行させるのに十分な程度の明確性が必要とされる⁽⁹⁾。この点につき、四宮和夫は英米法に準じ(1)受益者に関する指示を全く欠く場合には委託者自身を受益者とする意思と推定し(旧信託62条)、委託者を受益者としない意思が明白な場合には信託は無効となる、(2)委託者の指定した受益者の範囲が漠然としている場合(友人、縁者など)や受益者の特定がなく信託目的が不特定、一般的若しくは恣意的なため受益者を特定することができない場合、信託は無効になるとする⁽¹⁰⁾。つまり委託者は、信託設定において受託者が信託義務を履行できる程度に受益者の範囲を明示する必要があり、受益者の明示により受益者確定の要件を充足し信託は有効に成立することとなる。

2. 受託者の信託義務違反

受託者は、信託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって信託事務を処理しなければならない(善管注意義務、信託29条)ほか、忠実義務(同30条)、利益相反行為の禁止義務(同31、32条)、公平義務(同33条)、分別管理義務(同34条)、第三者への委任及び監督義務(同35条)、報告義務(同36、37条)など多数の義務を負う⁽¹¹⁾。裁量信託においては、受託者に与えられている権限の範囲と義務の内容により義務違反が判断され、受託者による裁量権行使が不適切であれば義務違反に該当することとなる⁽¹²⁾が、その判断は英米法諸国と同様、非常に困難である。受託者の信託義務違反については別稿を予定しているため、本稿では裁量信託における受益者の権利との関係から受託者の公平義務について簡単に確認する。

公平義務とは、受益者が複数の場合(収益受益者と元本受益者が異なる場合を含む)に受託者が受益者達を公平に取扱わなければならない義務をいう。ここでいう「公平」とは、受益者にどのような利益を享受さ

せるかという委託者の意図を具体化した信託行為により定められるものとされ、公平義務とは一方受益者の犠牲において他方受益者の利益となるような処理をしてはならない義務をいう。当該義務は信託設定によっても完全に免除することはできないと解されている⁽¹³⁾。裁量信託における受託者の公平義務については、例えば信託財産から生じる収益を受託者の裁量で、受益者甲、乙、丙の3人のうちの1人に毎年給付する信託において、甲、乙、丙の順で繰り返し給付していたが、丙に給付した翌年に丙が病気で困窮したため、丙、甲、乙と順番を変えて収益を交付する場合など、形式的にみると公平義務違反行為に該当するものの他の諸事情を勘案すると実質的には公平に反するとはいえず義務違反行為として禁止の対象にするまでの必要がないと考えられる場合は公平義務違反にならないとされる。このように形式的には一部の受益者が不利益を被っていたとしても、受託者がそのような行為をすることについて「正当な理由」があることを根拠に行われた行為は公平義務違反に当たらない⁽¹⁴⁾。そして、複数受益者のうち一部の受益者を他より有利に扱うことが信託設定において明確に定められている場合も受託者がその内容に従っている限り公平義務違反には該当しない。例えば、受益者を配偶者、帰属権利者とする信託で受託者に対し必要に応じ信託元本を取り崩し配偶者へ分配する裁量権限が付与されている場合、委託者が配偶者を有利に取扱う考えが明確になっているため、信託財産を取り崩した配偶者への分配が必要に応じた分配である限り公平義務違反とならない⁽¹⁵⁾。その他、公平義務に従って行動する必要がないことが定められている場合（例えば、受託者があるときは一方の受益者を有利に取扱い、別のときに他の受益者を有利に取扱うことができるという絶対的な裁量権が付与された場合）にも公平義務違反にならないとする意見もあるが、公平義務は信託財産の管理を行うにあたり受託者の個人的な好みや敵意を受益者の利益に影響させないことを意味するため、受託者の個人的好みに基づく裁量権限の行使は公平義務違反に該当すると考えられる。このように公平義務は、受託者が信託行為の定めにしたがって信託利益を給付する⁽¹⁶⁾かぎり問題は生じ得ない。裁量信託では裁量権が与えられた範囲内で受託者

の各種義務が働かないか制限を受けることになるため受託者が公平義務違反の責任を問われることはないとする意見もあるが⁽¹⁹⁾、信託設定内容に応じ判断されることになる。

受託者による公平義務違反行為があった場合、不利な取扱いを受けた受益者は受託者に対し、有利な取扱いを受けた受益者に割り当てられる利益を自分に移転するよう是正請求をすることができる⁽²⁰⁾。信託利益が分配済みの場合、受託者に損害賠償義務が生じる⁽²¹⁾。また、受託者による公平義務違反行為やそのおそれがある場合において、当該行為によって一部の受益者に著しい損害が生ずるおそれがあるとき、受益者は受託者に対し、当該行為をやめることを請求することができる（信託44条2項⁽²²⁾）。本稿で検討が必要となるのは、裁量信託における受益者すべてがこれらの是正請求権、損害賠償請求権、差止請求権を有するののかということである。この点については「Ⅲ. 受益者の権利」で検討する。

Ⅲ. 受益者の権利

「受益権」とは、信託行為に基づき受益者が受託者に対し請求できる権利をいい、信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下「受益債権」という）及びこれを確保するためこの法律の規定に基づき受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利（以下「監督権」という）から成る（信託2条7項）。具体的には、①受益債権（分配請求権、受益権を放棄する権利（同99条1項）、受益権取得請求権（同103条1項、2項）、受益権を譲渡する権利（同93条）、受益権の質権設定権（同96条））、②裁判所に対する申立権（同46条、58条4項、62条4項、150条、165条）、③報告・閲覧請求権（受託者に対し報告を求める権利（同36条）、閲覧又は謄写の請求権（同38条1項、6項）、他の受益者の氏名等の開示請求権（同39条））、④取消権（受託者の権限違反行為の取消し（同27条1項、2項）、受託者による利益相反行為の取消し（同31条6項、7項））、⑤差止請求権（受託者の行為差止め（同44条）、前受託者の行為差止め（同59条5項）、前受託者又は破産管財人の行為差止め（同60条3項、5項））、⑥損失填

補請求権（受託者の任務懈怠に伴う損失填補請求（同40条）、法人受託者に対する損失填補請求（同41条））、⑦支払請求権（異議申立てにかかる勝訴費用（同24条1項）、訴訟にかかる勝訴費用（同45条1項）、前受託者に対する訴訟にかかる勝訴費用（同61条1項））、⑧催告権（遺言信託における受託者の受任（同5条1項）、新受託者の受任（同62条2項）、信託管理人の受任（同123条）、監督人の受任（同131条2項）、受益者代理人の受任（同138条2項））、⑨異議申立権（信託財産に対する強制執行等（同23条5項、6項））が信託法に定められている。これらのうち信託法39条（他の受益者の氏名等の開示請求権）、93条（受益権を譲渡する権利）、96条（受益権の質権設定権）、123条（信託管理人の受任の催告権）以外の権利は、信託行為の定めによっても委託者は制限することができない権利とされている（同92条）。このように受益者が有する権利の総体を受益権というが、当該権利は信託財産から給付を受ける権利である受益債権と受益債権を確保するため受託者を監督する監督権から構成されている⁽²⁴⁾。信託法はこのような包括的権利である受益権を有する者を「受益者」とし（同2条6項）、信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者は当然に受益権を取得し受益者になるとする（同88条1項）。そのため他益型信託では、例えば子供を受益者とし毎月10万円を分配する受益者及び受益内容が確定している固定信託の場合、信託設定時に受益者に指定された者（子供）が同時に受益権を取得することになるが、例えば受益者ABCのうち受託者が必要と考える者に必要と考える金額を分配する受託者が受益者の選定や分配内容について裁量権限を有する裁量信託の場合、これらの者が受益者となるべき者に該当するのか、これらの者が受益権を取得するのかが問題となる。

1. 受益者の範囲

受益者は確定性要件のひとつであり、受益者の定めのない信託（信託258条）を除き、委託者は信託設定において受益者を確定させる必要がある。確定性要件における「確定」は上述したとおり（「Ⅱ. 裁量信託 1. 受益者の確定」参照）、受託者が信認義務を履行できる程度に受益者の

範囲が明示されていることを意味する。信託法88条1項が示す「受益者となるべき者として指定された者」には、「受益者（「指定受益者」という）」と「受益者となるべき者（以下「潜在受益者」⁽²⁵⁾という）」が含まれているため、上記例でいう潜在受益者ABCも信託設定時に受益者として受益権を取得するものと考えられる。信託法は受益権の発生と帰属を明確に分けていないため、潜在受益者についても信託設定時に受益権が発生し同時に帰属するものと考えられる。ただし潜在受益者が有する受益権は「条件付受益権」となる。旧信託法7条に関してだが、四宮和夫は受益権発生と受益権帰属を区別して説明する。四宮は信託設定時に受益者がいまだ特定又は存在しない場合、受益権は発生するけれども受益者に帰属しないという浮動的状态が生ずるとする。ただし四宮は、条件成就・期限到来前でも信託行為の効力が一応発生した以上、受益者は期待権者としての保護を受けるとしており、「指定受益者」と「潜在受益者」とは異なる点に留意が必要である。また受益者が受益権を取得する時期につき山下純司は、①信託行為により現に存する者が受益者として指定された場合には、信託の効力発生と同時に当然に受益権を取得する、②信託行為に別段の定めがある場合、受益権の取得時期を信託の効力発生時より後に遅らせることが可能、③受益者が現に存しない場合や後から指定された場合には、受益者が現に存する時点又は受益者が指定された時点で受益権を取得すると3つに分け説明する。山下は受益権と受益債権を分けて捉え、受益債権は信託の効力発生時に取得されるとは限らず、個々の発生要件が満たされた時に発生するとする⁽³⁰⁾。筆者は、受益者には指定受益者だけでなく潜在受益者も含まれており、潜在受益者が信託設定と同時に取得する受益権は「条件付受益権」であり、潜在受益者は「条件付受益権」の取得と同時に「期待権」も取得すると考える⁽³¹⁾。

裁量信託における受益者には「指定受益者」「潜在受益者」「帰属権利者」⁽³²⁾「残余財産受益者」⁽³³⁾がある。指定受益者は信託設定と同時に受益権を有するのに対し、潜在受益者は条件付受益権と期待権を取得する。帰属権利者は信託の清算中は受益者とみなされるが（信託183条6項）、信託の清算前の時点で受益者に該当するかが問題となる。信託法183条1

項は、帰属権利者も信託行為の定めにより指定されれば当然に残余財産の給付に関する債権を取得すると定めることから、帰属権利者も潜在受益者と同様、指定された時から条件付受益権を有すると考えられる⁽³⁴⁾。残余財産受益者は潜在受益者と同様、信託設定時に条件付受益権と期待権を取得するが指定が条件ではなく、残余財産確定が条件となる。ただし、本稿では帰属権利者や残余財産受益者は対象外とする。指定受益者と異なり潜在受益者には様々なタイプが想定される。例えば受益者Aの必要な時に必要な額を受託者が分配する信託（以下「受益内容未確定型」という）、受益者ABCのうち受託者が必要と考える者に月10万円分配する信託（以下「受益者未特定型」という）、受益者ABCのうち受託者が必要と考える者に必要と考える額を分配する信託（以下「受益者未特定受益内容未確定型」という⁽³⁵⁾）における受益者などがあり、信託設定により潜在受益者の受益権の内容は異なる。受託者による裁量権行使の仕方如何によっては信託利益を享受することができない場合もあることを考えると、潜在受益者は信託監督的な機能の行使もできないと考える余地がある。しかし、裁量信託において受益者となるべき者として指定された者は、現実の給付の有無やその可能性にかかわらず、信託監督的機能は行使できると考えるべきである⁽³⁶⁾。では潜在受益者は一体、どのような権利を取得するのであろうか。そこで以下、潜在受益者が取得する条件付受益権と期待権について考察する。

2. 条件付権利と期待権

条件付法律行為において、条件成就により利益を受ける当事者が有する期待利益を期待権⁽³⁷⁾という。期待権は条件成就後の権利と同一でないものの、法律上の利益であり経済的価値を有することから処分や相続の対象となる（民129条）。そして条件付法律行為における相手方は期待権を侵害しない義務を負い（同128条⁽³⁸⁾）、第三者から期待権に対する侵害は不法行為の対象となる⁽³⁹⁾。期待権は、将来権利を取得すべき期待や法律上の地位が権利にまで高められたものであり、将来権利が発生すれば必然的にそれを吸収する運命をになうため、将来権利を発生させる法律行為を

保護するため認められている権利とされる。⁽⁴⁰⁾期待権については、条件付権利を期待権とする見解と条件付権利と期待権は異なる権利とする見解に分かれる。通説は前者だが⁽⁴¹⁾、筆者は効力発生時点が異なることなどから後者を採用する。停止条件付債権は停止条件成就時に効力が生じる(同127条1項)将来債権であるのに対し、期待権は条件付法律行為時にその効力が生じる現在の権利である。⁽⁴²⁾また期待権を条件付権利とする通説は、条件成就前の義務者の行為により条件成就後の債務履行が不能となったときに損害賠償請求が認められるとするが⁽⁴³⁾、期待権を現在の権利とする限り、その侵害は将来の権利侵害ではなく現在の期待に対する侵害であり損害賠償請求権が直ちに生じると考えられる。⁽⁴⁴⁾なぜなら、期待権は条件付法律行為により生じた条件未定の間の当事者の権利であり⁽⁴⁵⁾、対象となる法律行為から生じる権利の一部だからである。⁽⁴⁶⁾その他、期待権の侵害については、条件成就を妨げないものと条件成就を妨げるものの2つの態様があるとする見解がある。⁽⁴⁷⁾例えば、試験に合格すれば時計を贈与するという停止条件付贈与契約において、債務者が時計を毀損する場合と受験を妨げる場合である。前者の場合、期待権は侵害されているものの、合格という条件を成就しない限り権利者において法的保護に値する損害が生じることはないため、条件成就時に権利者が取得しうる目的物(例の場合は時計)に対する侵害による損害賠償請求を行うことになり期待権侵害に対する損害賠償請求とはならないが、後者の場合、妨害行為がなければ条件が成就したと認められるなら権利者は期待権の侵害を理由として、条件成就により取得しうる権利を取得しえなかったことにより生じる損害の賠償を求めることができるものである。この場合、期待権の保護法益は「目的物を取得する期待」ではなく「条件成就に対する期待」となる。しかし、期待権者の期待は条件が成就することではなく条件成就により法律効果が生じること(例えば、目的物を取得すること)にある。そのため、目的物が侵害された場合や侵害のおそれがある場合、法律行為の内容によっては権利者が相手方に対し原状回復や侵害の予防を請求することができる場合があるのではないだろうか。なぜなら期待権の本質は、条件成就において将来権利を取得する利

益を他者から妨害されないことにあるからである。⁽⁴⁸⁾ただし請求の可否は、侵害の態様、相手方が受ける不利益の程度、必要性の度合、条件成就の可能性の程度など総合して判断されることになる。また条件付法律行為については「停止条件附譲渡人は解除条件附譲受人（買主）と同じ状態にあるというこの思想に確信をもつことが、正に必要である。」とされるように、⁽⁴⁹⁾期待権者の相手方は条件成就を妨げない義務だけでなく、条件成就時に義務を履行できる状態にしておく義務も課されていると考えられる。そのため、期待権には相手方や第三者から権利侵害を受けた場合の損害賠償請求権だけでなく、条件付法律行為の内容に応じ相手方が義務履行できる状態にあることを確認する権利や侵害の予防を請求する権利も含まれることがあると考える。潜在受益者に関していえば、潜在受益者は信託設定と同時に条件付受益権と期待権を取得し、前者の効力は条件が成就するまで発生しないが、後者の効力は取得と同時に発生する（期待権は条件成就により消滅する）。これに対し、裁量信託における受託者は、信託設定により信託設定の内容に従った信託財産の分配を行うことができるよう信託財産の管理・運用を行う義務を負う。当該義務と潜在受益者の期待権とは表裏一体の関係にあると考えられることから、期待権には受託者や第三者が当該期待権を侵害した場合の損害賠償請求権のみならず、条件成就時に受託者が義務を履行できる状態にあるよう監督し、権利侵害の予防を請求する権利も含まれると捉えることができる。期待権は本来、条件付法律行為において条件の成否が未定である間の条件付権利者の利益保護を想定した権利とされ、その対象は不可侵性（権利性）により保護されているものに限定されるとの見解もあるが、⁽⁵⁰⁾その後当該概念の本来的な妥当領域を超え、民事法における様々な法分野（例えば、患者の期待権、労働者の期待権、所有権留保、編集の自律、恩給の受給など）に適用されるに至っている。そのため裁判上、期待権侵害を主張する事件は多数あるものの、期待権侵害を肯定した最高裁判決はほとんどない。⁽⁵¹⁾

先述したとおり潜在受益者は信託設定と同時に条件付受益権と期待権を取得し、両者は効力発生時期や内容を異とする権利である。期待権の

本質は、条件成就において将来権利を取得する利益を他者から妨害されないことにあるが、潜在受益者については、裁量信託における受託者が負う義務（信託設定の内容に従い信託財産の分配を行うことができるよう信託財産の管理・運用を行う義務）に相對する権利（受託者が義務を履行できる状態にあるよう監督し、義務違反があれば損害賠償請求、差止請求を行う権利）があり、当該権利が期待権であり、信託設定により受託者の監督機能を担う受益者もつ監督権といえる。ただし期待権の内容は、受託者が有する裁量権限による。受益権のうち受益債権のみを期待権とする意見もあるが、⁽⁵²⁾裁量信託が取得する受益債権は条件成就により効力が生じる条件付受益権（将来債権）であり、将来債権に監督権は含まれないと考えられる。

3. 潜在受益者が有する権利

受益権は受益債権と監督権から構成され、分配請求権、受益権を放棄する権利、受益権取得請求権は受益債権、その他の権利（裁判所に対する申立権、報告・閲覧請求権、取消権、差止請求権、損失填補請求権、支払請求権、催告権、異議申立権）は監督権に⁽⁵³⁾分類される。これらの権利の内には、信託行為の定めによっても委託者が制限できないものがある（信託92条）。潜在受益者は、信託設定により条件付受益権と期待権を取得するが、条件付受益権は条件成就により受益権となるため、その権利内容は受益権と同じであり効力発生が条件にかかっている。これに対し期待権は、裁量信託における受託者が負う義務に相對する権利（監督権）と捉えることができ、受益権と類似する。そこで、信託法92条に定める権利を参考に潜在受益者が有する条件付受益権及び期待権の内容を検討する。繰り返しになるが、潜在受益者が有する条件付受益権及び期待権の内容は、信託設定内容により異なる点には留意が必要である。

（1） 受益債権

受益債権には、分配請求権、受益権を放棄する権利（信託99条1項）、受益権取得請求権（同103条1項、2項）などがある。これらの権利は

条件付受益権には認められるが期待権には含まれない。潜在受益者は条件付受益権を有するが分配請求権及び受益権取得請求権の効力は条件成就まで生じない。ただし、受益権を放棄する権利については、受益権取得が利益を得る行為であっても本人の意思に反し押し付けることはできないという民法の基本的考え方に基づき認められている権利であり⁽⁵⁴⁾、将来に向かって権利を放棄する受益権放棄も可能とされていること⁽⁵⁵⁾、かつ将来債権の処分も認められることから、潜在受益者が有する条件付受益権の放棄は認められる⁽⁵⁶⁾。同様に強行規定ではないが、条件付受益権の譲渡及び質権設定も認められる。

(2) 監督権

監督権には、裁判所に対する申立権、報告・閲覧請求権、取消権、差止請求権、損失填補請求権、支払請求権、催告権、異議申立権などがある。条件付受益権の効力は条件成就まで生じない。しかし期待権の本質は、条件成就において将来権利を取得する利益を他者から妨害されないことにあり、受益債権を確保するため受託者その他の者に対し一定の行為を求める監督権の一部が含まれると考えられる。ただし、受託者に付与される裁量権の内容には様々なものがあるため、最終的にはその内容により判断されることになる。

① 裁判所に対する申立権

裁判所に対する申立権には、検査役の選任請求権（信託46条）、受託者の解任・選任請求権（同58条4項、62条4項）、信託の変更請求権（同150条）、信託の終了請求権（同165条）などが含まれる。これらの権利は受益者の利益を図るために重要な権利であるため強行規定とされている⁽⁵⁷⁾。他方、受益者に特定されていない者に対しこれらの申立権を認めることは、受託者や裁判所などに負担を課すことになる。例えば、検査役の選任請求権は調査が信託事務の円滑な処理を損なうおそれが強いことや調査結果が明らかになることにより受益者の個人情報等が明らかになるおそれがあることから、当該信託に関して特に利害関係の深い者に限

って申立権を付与することが相当とされている⁽⁵⁹⁾。そのため、潜在受益者の有する期待権については、受益内容未確定型では認められるが、受益者未特定型（受益者未特定受益内容未確定型を含む）では認められないと考える。なお裁判所に対する申立権については、受託者の信託事務の処理に関し不正の行為又は法令若しくは信託行為の定め違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるとき（同46条）、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき（同58条4項）という要件が付されているものがある。この場合、受益者として特定されていない者がこれらの事実を把握できるか疑問である。その他、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったときに認められる裁判所による信託の変更（同150条）や終了（同165条）に対する申立権は、受益者の利益に適合しなくなる場合に認められるため、潜在受益者が有する期待権には含まれない。

② 報告・閲覧請求権（信託36条、38条1項、6項）

旧信託法41条1項は、営業信託を除き受託者の信託事務は裁判所の監督に属するとしていたが、裁判所による監督は實際上困難なことから同条を削除し、受託者の監督は受益者が行うものとし、受託者に対し信託財産の状況に関する報告義務を新たに課すほか、検査役制度の見直しを図るなどして、受益者等による受託者の信託事務の監督がより実効的なものになるようにした⁽⁶⁰⁾。つまり報告・閲覧請求権は、受託者に対し信託事務の処理及び信託財産に関する記録を作成させることによりその任務が適切に遂行されることを担保し⁽⁶¹⁾、かつ受益者の監督的機能をより実効的なものとする観点から設けられている権利である⁽⁶²⁾。受益者は受託者に対し信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求めることができ（信託36条）、また帳簿等の閲覧を請求することができる（同38条1項）。信託法36条の報告請求については、受託者が請求に対する報告をしない若しくは適切な

報告をしない場合、受託者の義務違反となるが、受託者に対し履行の強制をすることは困難であり、通常、信託法40条1項、58条4項、270条1項4号違反に問うことも困難とされる⁽⁶³⁾。また信託法38条の閲覧請求は、信託に関する各種書類を受益者や利害関係人に閲覧させることにより他の受益者を害するおそれを生じさせることがあるため請求理由の開示が必要など、開示閲覧の制限等に関する規定を設けている⁽⁶⁴⁾。信託法38条2項は受託者が拒否できる理由として、請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき（1号）、請求者が不適当な時に請求を行ったとき（2号）、請求者が信託事務の処理を妨げ又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき（3号）、請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み又はこれに従事するものであるとき（4号）、請求者が閲覧又は謄写によって知り得た事実をもって利益を得て第三者に通報するため請求したとき（5号）、請求者が過去2年以内において閲覧又は謄写によって知り得た事実をもって利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき（6号）を定めており、3号から6号は利益を保護すべき他の受益者が存することが前提とされている（同38条3項）。なお、利害関係人は財産状況開示資料についてのみ閲覧謄写の請求をすることができ、当該請求には受託者による拒否事由は定められていない（同38条6項）。このような制限等はあるものの、閲覧謄写請求権は受益者が受託者を監督するための基本的かつ重要な権利であるため受益者にとって不利益な規定を設けることはできない。また受託者は信託帳簿等の書類につき、その作成・報告及び保存等を義務付けられている（同37条）。同条は3項（受託者に対する報告義務）を除き、信託行為によっても軽減又は免除することができないが、これは受益者には信託法36条及び38条に基づく報告・閲覧請求権が認められているからとされている⁽⁶⁵⁾。

報告・閲覧請求権が、受託者の適切な任務遂行を担保し受益者の監督的機能をより実効的なものとする権利であるとすれば、受託者の監督機能を担う潜在受益者にも当然認められるべきであろう。しかし、受益者として特定されていない潜在受益者に対し報告・閲覧請求を認めるこ

とは、信託事務内容を外部の者へ開示するおそれや他の受益者を害するおそれを生じさせること、また受託者の業務負担を重くすることにもつながるため慎重な検討が必要となる。信託文書請求権について英国では、受益者が明確でないことやさまざまな種類の受益者が存在するため、原則、裁量信託における受益者（潜在受益者を含む）が有する Proprietary Right は特別な情報や一般的な情報へのアクセスを含まない複合的権利と理解されている。⁽⁶⁶⁾ また受託者が行った裁量権行使の検討内容を保護するためなど特別な場合には受益者へ文書開示を行うべきではないとされている。⁽⁶⁷⁾ しかし、この考え方を貫くと受益者は受託者が信託義務違反行為を行っているか監督することができない。そこで Schmidt v Rosewood Trust Ltd 事件では、受益者の信託文書へのアクセス権限に関する新たなアプローチ、裁判所は必要と判断すればいつでも信託文書へのアクセスを命令することができ、受益者の権限に関する判断も裁判所の裁量によることが示され、Murphy v Murphy 事件では、裁量信託における潜在受益者は信託財産の内容と価格、信託収益の金額、受託者がどのように信託財産を運用し分配しているかに関する情報を受託者に対し請求する権利を有することが示された。⁽⁶⁸⁾ これに対し、米国の第3次信託法リステイトメントは、受益者は撤回可能生前信託又は信託設定で定められている場合を除き、通常、受託者に対し信託設定の内容や信託事務に関し情報提供を求める権利、信託に関する文書や記録等の調査を請求する権利を有するとする（§82(2)）。委託者はプライバシーや受益者のモチベーション低下などの関係から、受益者に対する情報開示の制限を希望することが多いが、受益者の有するこれらの権利を制限することはできず、信託財産にかかる収益又は元本に対する現在の受益者及び潜在受益者は信託に関する情報を求める権利を有し、これには情報提供にかかる会計報告を受ける権利も含まれる（§83）。このように米国では撤回可能信託を除き、潜在受益者は受託者に対する権利を有し受託者による裁量権濫用の疑念がある場合には裁判所に対し指図を請求することができる⁽⁶⁹⁾とされている。⁽⁷⁰⁾

英米法国における取扱いなども参考にすると、潜在受益者（特に受益

内容未確定型の場合)にも受託者による信託財産の管理・運用義務の適切な履行を請求する期待権に基づく報告・閲覧請求が認めべきと考える。また利害関係人にも閲覧謄写請求権が認められる財産状況開示資料に対する閲覧謄写請求権は、潜在受益者にも認められるであろう。なお、信託法改正により受託者の監督は裁判所ではなく受益者が行うものとされ当該権利の強化が図られたが、東京地裁平成13年2月1日判決の場合のように多様な受益者が存在するケースもあり、受託者が潜在受益者に対しどこまで当該権利を認めるかの判断を行うことは困難とも考えられるため、報告・閲覧請求の判断が困難な場合には、英国や米国のように裁判所による受託者の監督が行われることが適当であろう。

③ 取消権（信託27条1項，2項，31条6項，7項）

信託法27条1項は、受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合において、当該行為の相手方が当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知っており、かつ当該行為が受託者の権限に属しないことにつき悪意（重過失を含む）であるとき、受益者は当該行為を取り消すことができること、同条2項は受託者がその権限に違反して信託財産に属する財産について権利を設定し又は移転する行為をした場合において、当該財産につき信託の登記又は登録がされていたときは、当該行為の相手方において当該行為が信託財産のためにされたものであることを知らなかったと主張をすることはできないとし、当該行為が受託者の権限に属しないことにつき悪意（重過失を含む）であったか否かのみを問うことを定めた規定であり、いずれも受託者が悪意の第三者との間で行った権限外行為を対象とする。信託法31条6項は、受託者が信託財産を自己の固有財産として第三者との間で処分その他の行為をした場合の規定であり、当該行為は同法27条に示す受託者の権限違反行為と同視しうる行為のため同条と同様の規定内容となっている。⁽⁷⁴⁾ 信託法31条7項は6項の対象となる場面と類似の利益状況にあるため、同条6項と同様、同法27条の規定に準じた定めが置かれている。⁽⁷⁵⁾ 取消権行使は、受託者の権限違反行為に対し受益者が自らの利益を守るた

め事後的に行う行為（救済手段）であるため、信託行為の定めによる制限を認めることは権限違反行為の抑止という観点から相当でないため強行規定とされている。⁽⁷⁶⁾そして取消権者は受益者又は信託行為の定めがある場合の委託者とされ、複数受益者の場合、各受益者が単独で取消権を行使することができる（信託27条3項）。当該取消権は、信託財産の実質的所有者（受益者）と形式的所有者（受託者）が異なる信託制度の性質から認められているものであり、悪意の相手方との間の無権代理行為に類似する。無権代理行為が、本人が追認をしない限り本人にその効力は生じず（民113条）、悪意の相手方は取消権を有さない（民115条）とされていることを斟酌すれば、悪意又は重過失の相手方を保護する必要性はないと考えられ、受益内容未確定型の潜在受益者については期待権に基づく取消請求が認められると考える。ただし、相手方の主観的要件の立証責任は、受託者が受益者との信認関係に基づき信託事務を処理するという受益者の利益範囲にある者である事情に鑑み受益者側が負担することとされており、⁽⁷⁸⁾これらの立証責任を潜在受益者が果たせるかは疑問である。

④ 差止請求権（信託44条、59条5項、60条3項、5項）

旧信託法では、受託者が信託義務違反行為を行った場合の救済手段として、損失填補等の請求、処分行為の相手方に対する取消権が認められていた。しかし、これら2つの制度はいずれも受託者の任務違反行為に対する事後的な救済手段であるため、受託者に十分な資力がない等のため損失填補や原状回復責任を追及しても実効性がない場合や相手方が善意であるため取消権を行使できない場合など、受益者の救済が十分に図れないという問題があった。⁽⁷⁹⁾そこで受益者救済の実効性を図る観点から、事前救済手段として差止請求権が創設された。当該差止請求権は受益者が信託による利益を享受する主体であり、受託者が受益者に対し善管注意義務や忠実義務を負うことから当然に認められる権利であり、⁽⁸⁰⁾かつ当該権利が緊急性を要する性質であることを考慮すると、信託行為の定めによる制限を認めることは相当でないため強行規定とされている。信託

法44条の差止請求権は「著しい損害」が生じる場合にのみ認められる。これは軽微な損害が生じるおそれがあるに過ぎない場合にまで差止請求権を認めることは、受託者による信託事務の円滑な処理を阻害し、信託目的の達成を妨げることにもなりかねないこと、さらに受益者が複数の場合に一部の受益者の差止請求により他の受益者の利益が害される結果にもなりかねないことから、差止請求権の行使を合理的な範囲に限定したものである⁽⁸²⁾。同条2項は受託者の公平義務違反行為により一部の受益者に著しい損害が生ずるおそれがある場合に当該受益者の利益を保護する観点から認められる差止請求権である。本項に基づく差止請求権が認められるのは、受託者の公平義務違反により不利益を被る受益者を保護するためであるから、著しい損害が生ずるおそれのある受益者のみが請求権者となるとされているため⁽⁸³⁾、受益内容未確定型の潜在受益者で著しい損害が生じるおそれがある者のみ認められると考える。

⑤ 損失填補請求権（信託40条、41条）

信託法40条は受託者が任務を怠ったことにより信託財産に損失が生じた場合に金銭による損失の填補を、信託財産に変更が生じた場合に原状回復を、受益者が受託者に対し請求することができることを定めた規定であり⁽⁸⁴⁾、信託財産に損失又は変更が生じた場合における受託者責任に関する規定である。損失填補請求権は受託者が任務違反行為をした場合の救済手段であり、信託行為の定めによる制限を認めると信託財産に損害等が生じているにもかかわらず、その回収がされないことになり受益者保護に反し相当ではないため強制規定とされている⁽⁸⁵⁾。受託者の責任を追及できるのは受益者であるが、当該請求権は受益者代理人や複数受託者の他の受託者にも認められている。受託者の任務懈怠により損失が生じた場合、潜在受益者も損失に対する損失填補請求を行うことができるであろう。

⑥ 催告権（信託5条1項、62条2項、131条2項、138条2項）

催告権の規定はその性質上、受益者の権利行使により不利益を被る受

益者はおらず、信託行為の定めにより制限することを認める必要性に乏しいことを理由に強行規定とされている。利害関係人については制度目的の相違から対象範囲を異にする。5条1項の催告権を有する利害関係人には、受益者の利益を凶る者として、信託管理人・信託監督人・受益者代理人も当然含まれるが、受益者に対する債権者は、債務者である受益者が信託の執行を促すか否かについての受益者の判断には容喙できず「利害関係人」には含まれないとされるのに対し、131条2項の利害関係人には委託者・受託者・受益者・既存の信託監督人のほか、受益者保護という信託監督人設置の典型的目的の実現を凶る理由から受益者の親権者・未成年後見人・成年後見人・配偶者・親族等も利害関係人に含まれるとされ、138条2項の利害関係人も委託者・受託者・受益者のほか、受託者の監督を適切にできない特定の受益者を保護するという目的の実現を凶る理由から受益者の親権者・未成年後見人・成年後見人・配偶者・親族等も利害関係人に含まれるとされる。受託者の裁量権限に基づき受益者の特定や受益内容の確定が行われる裁量信託の性質上、潜在受益者が有する期待権に催告権を認める必要は高くないと考えられる。

⑦ 異議申立権（信託23条5項、6項）

信託財産の独立性の観点から、信託財産責任負担債務にかかる債権に基づく場合、委託者がその債権者を害することを知って信託宣言を行った場合を除き、信託財産に対して強制執行や国税滞納処分などできないなど、信託財産に対する強制執行などには一定の制限が課されているが、これに違反し信託財産に対する強制執行などが行われた場合、受益者は異議を申立てることができる（信託23条5項、6項）。当該権利は、信託財産保護の観点から認められており、信託行為の定めにより制限できるとすることは相当でない⁽⁸⁹⁾とされている。受託者及び受益者が第三者異議の訴えの原告適格を有する（信託行為に定めがある場合は委託者も含む）。原告適格者のうち1人が訴えを提起した場合、他の原告適格者は訴えを提起できなくなるため（二重起訴の禁止、民訴142条）、不適切な訴え提起や訴訟追行への対処が必要となる。受益者は信託利益を享受

する主体として受託者による信託事務の処理を監督する権限の一環として原告適格の資格を認められている。裁量信託においては受託者が異議申立てを行えばよいが、⁽⁹¹⁾受託者による任務懈怠があった場合を考慮し、受益内容未確定型における潜在受益者に期待権に基づく異議申立てを認めるべきであろう。

その他、支払請求権（信託24条1項、45条1項、61条1項）は、受益者が差止請求権、損失填補請求権、異議申立権に基づく訴えを提起し勝訴した場合に費用負担を信託財産から支弁することを定めた規定であるため、潜在受益者が期待権に基づき勝訴費用を負担した場合にも準用される。

IV. おわりに

信託とは委託者が有する財産を受託者に移転し、受託者は受益者のために信託財産の管理及び分配を行う制度をいい、当該制度を有益なものとするためには他者の財産を自己の名義で所有する受託者の監督が重要となる。受益者の環境変化に対応するため、財産の管理・保護・流動性を利用する裁量信託は、受託者に信託財産の分配に関する幅広い裁量権を付与することにより成立するが、受託者の裁量権限と受益者の監督権限のバランスが均衡でない点には留意が必要である。つまり裁量信託は、信託制度において最も重要視されるべき「受益者による受託者の監督」を充足できない危険性を内包している。そのため英国や米国では受益者からの申立てにより裁判所の介入が行われている。固定信託と比べ弱い権利（受託者に対する監督権限）しか有さない裁量信託における受益者は、自己の利益である信託財産を保護するため受託者による裁量権が適当に行使されていることの確認を裁判所に求めることができる。

日本型裁量信託における受益者（潜在受益者）は、信託設定により「条件付受益権」と「期待権」を取得する。「条件付受益権」は条件成就時まで効力が生じないため、潜在受益者は条件成就までの間、信託財産を保護するため期待権に基づき受託者に対する監督権を行使する。ただし監督権はすべての潜在受益者に認められるわけではなく、その内容は信

託設定により受託者に付与された裁量権の内容による。つまり日本型裁量信託においても潜在受益者の権利は弱く、受託者の裁量権限と受益者の監督権限は不均衡となる。さらに日本における信託は、改正により受託者の監督を裁判所から受益者に移しており裁判所による介入がほとんどない。裁量信託における受益者は期待権に基づき受託者の監督を行うことができるものの、受益者の監督機能の強化をいかにはかるかは重要な問題である。日本型裁量信託の利用促進に際し明らかにすべき事項は多々あるが、受益者の権利という観点から考慮した場合、「受託者の監督」をだれが担うかは重要な課題であるといえる。

* 本稿は、科学研究費【課題番号23K12389】の成果の一部である。

- (1) 英国裁量信託については、福田智子「裁量信託における受益者の権利(1) —英国における信託—」茨城大学人文社会科学部紀要人文社会科学論集2号149頁以下(2023年)、米国裁量信託については同「民事信託における受託者の「裁量範囲」—アメリカ裁量信託における『受託者の裁量』を参考に」信託フォーラム20号21-25頁(2023年)を参照されたい。
- (2) 新井誠『信託法〔第4版〕』68頁(有斐閣, 2014年)参照。
- (3) 道垣内弘人は、受託者に対し受益者指定権等が付与された場合が裁量信託の一例になるとしつつ、裁量信託における受託者の裁量権行使は信託事務執行であり、受託者はその行使にあたり善管注意執行義務などを負うとする(道垣内弘人『信託法〔第2版〕』317-318頁(有斐閣, 2022年)参照)。四宮和夫は、裁量信託では権限は義務を伴わないとする(四宮和夫『信託法〔新版〕』209頁(有斐閣, 1989年)参照)。
- (4) 旧信託法下においても受託者に裁量権を与えることは可能とされていた(能見善久『現代信託法』242頁(有斐閣, 2004年)、植田淳「わが国における裁量信託と指名権付き信託の活用—イギリス法をてがかりとして—」信託研究奨励金論集18号13頁(1997年)参照)。
- (5) 新井・前掲(注2)95頁参照。植田淳は、裁量信託が利用されてこなかった理由を「わが国の信託法典に指名権付き信託または裁量信託を想定した明文規定が存在しないことはもとより、そもそも受託者または第三者に、受益者の選定に関する裁量権を付与するという発想自体が欠けていた。」とする(植田・前掲(注4)9頁)。道垣内は、裁量信託が利用された事

日本型裁量信託における受益者の権利

案として東京地裁平成11年11月29日判決（金判1087号40頁）を挙げる（道垣内弘人『信託法の問題状況〔現代民法研究Ⅲ〕』326頁（有斐閣, 2022年）参照）。

- (6) 信託設定において、委託者の信託設定意思、信託財産の内容、受益者が明確に確定していなければ信託は成立しないとするもの（四宮・前掲（注3）127頁参照）。なお、受益者の定めのない信託（目的信託）は本稿の対象外とする。
- (7) 新井・前掲（注2）525頁参照。
- (8) 道垣内・前掲（注3）317頁参照。
- (9) 福田・前掲（注1）149頁以下参照。
- (10) 四宮・前掲（注3）127頁参照。
- (11) 受託者の義務については、福田智子「信託制度と任意後見制度の融合—任意後見結合型裁量信託の検討—」新報127巻5・6号657-683頁（2021年）も参照。
- (12) 受託者による裁量権行使が合理的であれば、結果的に信託にとって最善ではなかったとしても善管注意義務違反があったことにはならないとされる（能見・前掲（注4）179頁参照）。新井誠は信託違反を広義と狭義に分け、受益者に対する給付義務違反を広義の信託違反（民法上の債務不履行責任とする）、受益者ないし委託者の利益保護のための信託法規違反を狭義の信託違反とする（新井・前掲（注2）310-311頁参照）。
- (13) 法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案 補足説明」42頁（2005年）参照。
- (14) 四宮・前掲（注3）249-250頁、中田裕康「信託法改正要綱の意義」信託226号17頁（2006年）参照。公序良俗に反しない限り、信託行為の定めにより受託者の公平義務を免除する定めを置くことは禁止されない（法務省民事局参事官室・前掲（注13）42-43頁参照）。
- (15) 法務省民事局参事官室・前掲（注13）43頁参照。
- (16) 能見・前掲（注4）92-93頁参照。
- (17) 能見・前掲（注4）93頁参照。
- (18) 裁量信託については「受託者が信託行為の定めにしたがって裁量権を誠意をもって行使するかぎり、受託者の公平義務の問題は生じない」とする意見がある（中野正俊「信託受託者の公平義務—所謂受益者平等の原則の観点に立脚して—」岸田貞夫ほか編『現代民法学の理論と課題』652-653頁（第一法規, 2023年））。
- (19) 能見・前掲（注4）242頁参照。

- (20) 分配額の決定権を有する受託者が行った決定が公平義務違反であったとしても、誤って過大な分配を受けた受益者に分配を受ける権利がある場合、法律上の原因があるため受託者は返還を求めることはできない（道垣内弘人編著『条解信託法』〔沖野眞己〕275頁（弘文堂，2017年）参照）。
- (21) 能見・前掲（注4）93, 129-132頁参照。
- (22) 「著しい損害」とされているのは、公平義務違反の判断が困難なため著しい損害といえない限りは公平義務違反とならない趣旨と説明される（新井・前掲（注2）281頁参照）が、公平義務違反の判断の困難さと合わせて差止請求の要件であることが理由と筆者は考える。
- (23) 受益証券発行信託（信託185条～215条）、限定責任信託（同216条～247条）、受益証券発行限定責任信託（同248条～257条）、受益者の定めのない信託（同258条～261条）は本稿の検討対象外とする。
- (24) 能見・前掲（注4）173-177頁参照。信託の実行を受託者に強制する権利が受益者の根本的権利であり、その他として信託の実行を監督する権利、受託者の欠陥を補足する権利、適任者に信託を処理させる権利、受託者の義務違反に対する救済権がある（池田寅次郎『担保付社債 信託法論』236-238頁（清水書店，1909年）参照）。信託法に定める権利は受益権という基礎的権利を安全ならしめるための手段的又は救済的権利に過ぎない（青木徹二『信託法論』298頁（巖松堂書店，1926年）参照）。収益受益権・元本受益権は狭義の受益権、狭義の受益権及び当該基本的権利を保護するため信託の執行を監督する権利等は広義の受益権とする意見（入江眞太郎『全訂 信託法原論』352頁（巖松堂書店，1933年）参照）のほか、監督権をさらに受託者の監視・監督に関する権利と信託の運営に関する権利に大別するものもある（神田秀樹＝折原誠『信託法講義〔第2版〕』132頁（弘文堂，2019年）参照）。
- (25) 信託設定により受益者となるべき者として指定された者のうち、委託者が受益者を変更する権限を留保している場合、受託者が収益及び元本又はそのどちらかの分配に関し裁量権を有している場合における受益者をいう（四宮・前掲（注3）311頁参照）。
- (26) 旧信託法では、「指定（旧信託7条）」「特定・存在（同8条）」が使い分けられていたが、現信託法では「指定」が使われている。
- (27) 四宮・前掲（注3）317-318頁参照。
- (28) 四宮・前掲（注3）308頁参照。
- (29) 道垣内編著・前掲（注20）〔山下純司〕453頁参照。
- (30) 道垣内編著・前掲（注20）〔山下〕450頁参照。

- (31) 植田淳は潜在受益者が有する権利の性質を民法128条に定める条件付権利、一種の期待権とし、当該権利は受益権を基礎とするため、条件未成就・期限未到来であっても自己の受益権に基づき受託者に対し公平義務履行請求権を有するとする（植田淳「連続受益者型信託の活用について―日英比較信託法の視点から―」信託研究奨励金論集15号55-57頁（1994年））。潜在受益者の権利を条件付権利（一種の期待権）とする論稿として、佐藤仁「浪費者信託の有効性について―わが国に浪費者信託を導入する手懸かりとして―」信託124号91頁（1980年）も参照。
- (32) 信託行為において残余財産の帰属すべき者（信託182条1項2号）。
- (33) 信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者となるべき者として指定された者（信託182条1項2号）。
- (34) 旧法下の議論ではあるが中根不覇雄は、帰属権利者は信託終了前に条件付又は期限付権利である期待権としての「帰属権」を有し、信託終了により帰属権はその条件付又は期限付権利である性質を棄て完全なる権利（受益権）になる。帰属権が受益権に変形するのは期待権という性質から来る当然の結果とする（中根不覇雄「信託帰属権利者の性質」法協46巻7号1157-1163頁（1928年）参照）。森下利雄は、帰属権利者は条件付受益権（一種の期待権）を有するとする（森下利雄「受益者と帰属権利者との意義」信託研究3集36頁（1990年）参照）。
- (35) 委託者が受益者を変更する権限を保有している場合における受益者も潜在受益者となるが本稿の対象外とする。なおこの場合、潜在受益者は委託者が死亡するまで受益者としての権利を有しない（信託90条2項）。
- (36) 能見・前掲（注4）242-243頁参照。
- (37) 四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第9版〕』404頁（弘文堂、2018年）参照。小林徳三郎「条件受益権に就て（二）（三）」信託協会会報12巻4号28頁（1938年）、5号42-43頁（1938年）参照。

期待権の観念はローマではまだ成立していなかった。期待権は、将来権利を取得すべき法律上の地位のほか、法律により保護される将来権利を取得すべき期待、一定の要件が発生すれば権利へと発展すべき権利の発展段階などと説明されてきたが、法律がこれを特に保護し処分の物体であるべきものとして独立の地位を与えているのであるから、これは既に権利まで高められている（於保不二雄『財産管理権論序説〔復刻版〕』315-316頁（有信堂、1995年）参照）。ドイツにおける期待権のBGB制定までの発展については、新井誠「ドイツ普通法学における期待権概念の発展―条件附法律行為概念の本質を求めて―」国学院19巻4号53頁以下（1982年）に詳しい。

- (38) 民法127条と128条の関係につき梅謙二郎は、条件付法律行為において法律行為の目的である権利は未だ発生していないが、法律行為により当事者に対する拘束力は発生するため、当事者は相手方の利益を害することはできないとする(梅謙二郎『訂正増補 民法要義巻之一 総則編(復刻版)』335頁(有斐閣, 1984年)参照)。
- (39) 相手方からの侵害は債務不履行となる。
- (40) 於保・前掲(注37) 320頁参照。
英米法においても将来権は単なる期待利益ではなく現存する権利であり、現実に利益を享受しうる以前においても処分可能な権利とされている(植田淳『英米法における信託受託者の公平義務—イギリス判例法を中心として—』神戸外大論叢44巻5号65頁(1993年)参照)。中根不覇雄は潜在受益者が有する期待権は物権でも債権でもない一種特別な権利とする(中根・前掲(注34) 1171頁参照)が、期待権は債権であろう。
- (41) 条件付権利を期待権とする見解が通説である(於保不二雄『民法総則講義〔復刻版〕』257頁(新青出版, 1996年), 我妻栄『民法講義I 民法総則』419頁(岩波書店, 1933年), 幾代通『現代法律学全集 民法総則』460頁(青林書院, 1969年), 船越隆司「期待権論—所有権留保の場合を主眼に一」新報72巻4号25-72頁(1965年), 松田佳久『物権的期待権の譲渡担保化』(日本評論社, 2021年)参照)。
- (42) 石田讓『民法総則』505頁(悠々社, 1992年)参照。梅謙二郎は、条件付法律行為の効力が遡及しない場合、当該法律行為により一種の権利が生じることが疑いなく当該権利は法律行為の目的である権利とは異なる特別な債権であるとする(梅・前掲(注38) 333-334頁参照)。
- (43) 我妻・前掲(注41) 420頁, 幾代・前掲(注41) 461頁, 星野英一『民法概論I(序論・総則)〔改定版〕』(良書普及会, 1980年) 241頁参照。
- (44) 大島和夫『期待権と条件理論』94頁(法律文化社, 2005年)参照。民法130条1項につき石田讓は、「相手方は条件成就とみなすことができ権利を取得しうるが、多くの場合、妨害者の行為は条件成就の妨害に向けられたものであって条件成就とみなされることにより相手方が取得しうる権利は侵害されていない」とする(石田・前掲(注42) 501頁)。
- (45) 大島・前掲(注44) 94頁参照。
- (46) 分属理論は時間的に相次いで生じる権利所有とされるのではなく、期待権は将来の権利部分として把握された(新井誠「今世紀ドイツにおける期待権概念と所有権留保との交錯—続・条件付法律行為概念の本質を求めて—」国学院20巻4号198頁(1983年)参照)。

- (47) 石田・前掲（注42）506-507頁参照。
- (48) 梶田年「所謂期待権の本質」日法3巻5号3頁（1937年）参照。梶田は、期待権は権利を発生・消滅させる形成権ではあるが、権利保護権ともいふべき特殊の権利態様を有し、権利として独立の存在は有さず、その本質は条件付権利に付随する一種の権能に過ぎないとする（同、4-5頁参照）。
- (49) 田村耀郎「期待権及び未必の権利についての一考察（三）」島法28巻2号129頁（1984年）。
- (50) 新井誠「条件付権利（期待権）の侵害」半田正夫編『現代判例民法学の課題』150-154頁（法学書院、1988年）参照。新井は、民法128条は不可侵性があるもののみを対象とし、民法130条は不可侵性のないものも対象とするが、民法709条が定める法律上保護される利益に該当すれば不可侵性要件は不要と考えられる。
- (51) 欺罔行為により侵害した権利ないし利益は、土地を有効に取得しようと信じて支払った代金76万円の出捐に尽きるものであり、土地売買契約が履行された場合に得られたであろう転売利益に対する期待権の侵害にまで及ぶものとはいえないとし、逸失利益を期待権とした事案もある（最高裁昭和50年12月25日判決、集民116号863頁）。
- (52) 佐藤勤『信託法概論』160頁（経済法令、2009年）参照。
- (53) 分配請求権以外の権利をすべて監督権に分類するものもある（神田=折原・前掲（注24）133-136頁、佐藤・前掲（注52）157-158頁参照）。
- (54) 福田ほか『詳解 新信託法』341頁（清文社、2007年）参照。
- (55) 矢内ほか編『信託法 Q&A：実務解説』〔清水恵介〕587頁（ぎょうせい、2008年）参照。
- (56) 潜在受益者による受益権の放棄は、自己に対する関係で不確定的にしか帰属していなかった効果を確定的に消滅させる意思表示である。受益債権すべての放棄と受益権の放棄があり、放棄の効力を遡及させる必要がない場合、信託法99条1項の適用は受けない（道垣内・前掲（注20）〔山下〕497頁参照）。
- (57) 福田ほか・前掲（注54）326頁参照。
- (58) 法務省民事局参事官室・前掲（注13）116頁参照。
- (59) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』171頁（商事法務、2008年）参照。
- (60) 法務省民事局参事官室・前掲（注13）15-16頁参照。
- (61) 受益者に対する報告義務は、信託行為で別段の定めを設けることができるが（信託38条1項）、帳簿等の作成については信託行為により受益者に

不利な定めを設けることは認められていない(寺本振透編『解説新信託法』84頁(弘文堂, 2007年)参照)。

- (62) 寺本・前掲(注61) 83頁参照。情報劣位者である受益者によるモニタリングを有効とするために設けられている規定でもある(岩藤美智子「新しい信託法における受託者の忠実義務—受託者と受益者との情報の非対称性に着目して—」信託研究奨励金論集28号19頁(2007年)参照)。
- (63) 道垣内編著・前掲(注20)〔佐久間毅〕295頁参照。
- (64) 寺本・前掲(注61) 83頁参照。
閲覧謄写請求権の制約の問題は、一方において受益者による受託者の監督のための基本的かつ重要な権利であって可及的に保護されなければならないという要請と、他方において他の受益者の利益を害したり、受託者における守秘義務の遵守や営業秘密の秘匿の利益と衝突することとなるおそれを回避すべき必要性を無視することができないという要請との間での微妙な調整を要する問題である(寺本・前掲(注59) 151頁参照)。
- (65) 道垣内編著・前掲(注20)〔佐久間〕299頁参照。
- (66) 福田・前掲(注1) 161頁以下参照。
- (67) ALASTAIR HUDSON, EQUITY AND TRUSTS, at 348 (10th ed. 2022).
- (68) Re Londonderry [1964] 3 All ER 855, at 860.
- (69) [2003] 2 WLR 1442.
- (70) [1999] 1 WLR 282.
- (71) 福田・前掲(注1) 161頁以下参照。
- (72) Uniform Trust Code 2010 (2010年統一信託法典) § 105は、非撤回可能信託における25歳以上の受益者に対する情報提供義務及び非撤回可能信託における受益者からの信託文書提出請求に応じる義務を強行規定とし、委託者は信託設定によっても制限することはできないとする。
- (73) 寺本・前掲(注59) 106頁参照。
- (74) 寺本・前掲(注59) 123頁参照。
- (75) 寺本・前掲(注59) 124頁参照。
- (76) 法務省民事局参事官室・前掲(注13) 117頁参照。受託者による権限違反行為を抑止する効果もある。
- (77) 道垣内・前掲(注3) 83-84頁参照。
- (78) 寺本・前掲(注59) 108頁参照。
- (79) 寺本・前掲(注59) 165頁参照。
- (80) 寺本・前掲(注61) 96頁参照。
- (81) 法務省民事局参事官室・前掲(注13) 117頁参照。

日本型裁量信託における受益者の権利

- (82) 寺本・前掲（注59）166頁参照。
- (83) 寺本・前掲（注59）167頁参照。
- (84) 寺本・前掲（注59）157頁参照。
- (85) 法務省民事局参事官室・前掲（注13）116-117頁参照。
- (86) 法務省民事局参事官室・前掲（注13）117頁参照。
- (87) 道垣内編著・前掲（注20）〔道垣内弘人〕52頁参照。
- (88) 道垣内編著・前掲（注20）〔佐久間〕593頁参照。
- (89) 道垣内編著・前掲（注20）〔佐久間〕609頁参照。
- (90) 法務省民事局参事官室・前掲（注13）117頁参照。
- (91) 道垣内編著・前掲（注20）〔道垣内〕114-115頁参照。

（茨城大学人文社会科学部講師）